

ひたちなか市障害福祉計画 第7期計画
ひたちなか市障害児福祉計画 第3期計画
(令和6年度～令和8年度)

【素案修正版】

令和6年3月
ひたちなか市

も く じ

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	2
第2章 障害のある人を取り巻く状況	3
1 障害のある人の現況	3
(1) 身体障害者手帳	3
(2) 療育手帳	4
(3) 精神障害者保健福祉手帳	4
(4) 自立支援医療（精神通院）受給者の疾病分類別状況	5
(5) 難病患者等の状況	6
(6) 障害者支援区分の年別認定者数	6
2 障害福祉サービス・障害児通所支援サービスの体系	7
3 施策の実施状況	8
(1) 訪問系サービス	8
(2) 日中活動系サービスⅠ	9
(3) 日中活動系サービスⅡ	10
(4) 日中活動系サービスⅢ	11
(5) 居住系サービス	11
(6) 相談支援	12
(7) 障害児支援	13
(8) 地域生活支援事業	15
第3章 計画の基本的な指針	17
1 基本理念	17
2 基本方針	17
3 計画の成果目標	18
(1) 施設入所者の地域生活への移行	18
(2) 地域生活支援拠点等の整備	19
(3) 相談支援体制の充実・強化等	20

(4) 障害児支援の提供体制の整備	21
(5) 障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築	22
4 施策の体系	23
第4章 障害福祉施策の見込み量と確保策	24
1 障害福祉サービスの見込み量と確保策	24
(1) 訪問系サービス	24
(2) 日中活動系サービス	25
(3) 居住系サービス	26
(4) 相談支援	26
2 障害児支援の見込量と確保策	27
3 地域生活支援事業の見込量と確保策	28
第5章 成年後見制度の利用促進	29
1 計画の背景	29
2 成年後見制度について	29
(1) 計画の目的	29
(2) 制度の説明	30
3 基本目標	31
4 施策の方針	32
(1) 地域連携ネットワークの構築	32
(2) 成年後見制度の利用支援	34
第6章 計画の推進に向けて	35
(1) 計画の広報・周知の充実	35
(2) サービス提供体制の整備に向けて	35
(3) 相談窓口・支援ネットワークの整備・充実	35
(4) 関係各課・関係機関等との連携	36
(5) 関係団体との連携	36
(6) 計画の推進体制	36
(7) 計画の点検・評価	36

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を計画的に提供するための計画として、3年ごとに「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定することとなっています。

本市では、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画期間とした「ひたちなか市障害福祉計画第6期計画」及び「ひたちなか市障害児福祉計画第2期計画」に基づき各種施策を実施してまいりましたが、この計画期間が終了することから、「ひたちなか市障害福祉計画第7期計画」及び「ひたちなか市障害児福祉計画第3期計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。

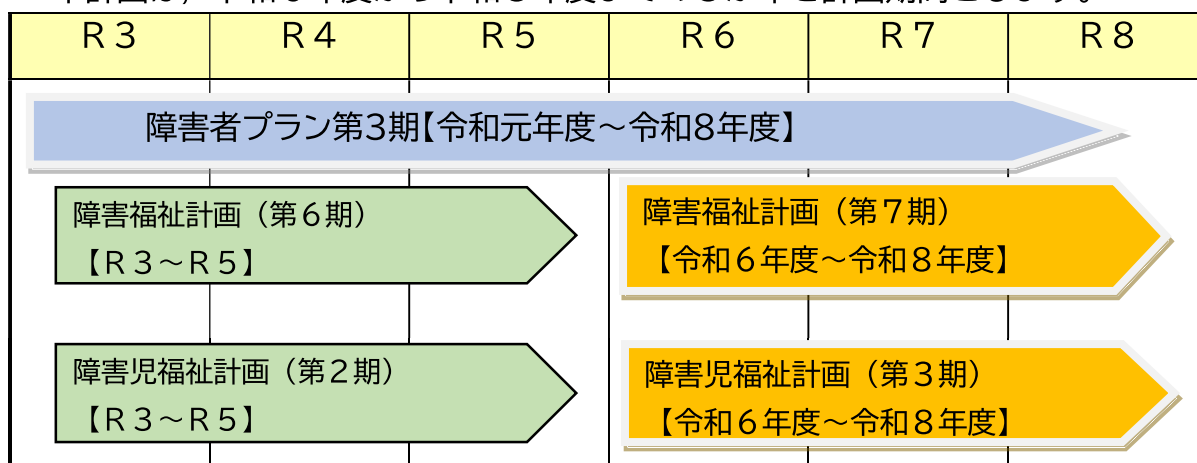
また、本市の障害福祉の基本計画となる「ひたちなか市障害者プラン第3期計画」の基本理念の実現に向け、今後の障害福祉サービス及び障害児福祉サービスなどの目標値の設定や見込量などを定めるものです。

なお、この計画は、成年後見制度の利用促進に関する法律第14条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画（成年後見制度利用促進基本計画）」を包含したものとなっています。

区分	障害者計画（障害者プラン）	障害福祉計画・障害児福祉計画
所管	内閣府	厚生労働省
根拠法	障害者基本法第11条	障害者総合支援法第88条 児童福祉法第33条の20
策定義務	国、都道府県、市町村	都道府県、市町村
内容	障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するもの。障害者施策の最も基本的な計画として位置づけられる。	障害者・障害児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る数値目標を設定するとともに、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の確保及び自立支援給付等の円滑な実施を図るために策定するもの。

3 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間とします。



4 計画の策定体制

この計画は、障害者団体，障害者支援団体，福祉施設関係者，保健・医療機関，社会福祉協議会やその他障害者福祉に関係する方々で構成する「ひたちなか市自立支援協議会」のご意見を頂きながら策定しました。

◎ひたちなか市障害者自立支援協議会とは

障害者の福祉向上に必要となる事項を協議する法的な機関であり，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項の規定に基づき，各市町村での設置が義務付けられています。年に2～3回，市障害福祉課が事務局となり，協議会委員の方に議案について意見等を諮る場として，自立支援協議会を開催しています。

自立支援協議会の下部組織として，現在「相談支援部会」と「防災専門部会」があり，市への提言及び意見の反映を諮るため，各部会における課題等に対し定期的に意見交換を実施し，自立支援協議会において活動報告等を行っています。

第2章 障害のある人を取り巻く状況

1 障害のある人の現況

(1) 身体障害者手帳

身体障害者手帳所持者数は、令和5年3月末日現在で4,202人となっており、障害別にみると、肢体不自由が1,859人で全体の約44.2%を占め、次いで内部障害が1,643人で約39.1%となっています。

近年の傾向をみると、毎年新規の取得者がある一方で返還者も同程度存在することから、4,000人台前半で推移しています。

表1 身体障害者手帳所持者数

単位：人

年度	区分	視覚	聴覚・平衡	音声・言語 ・そしゃく	肢体	内部	計
R2	18歳以上	272	355	40	1,825	1,598	4,090
	18歳未満	3	31	1	76	17	128
	計	375	386	41	1,901	1,615	4,218
R3	18歳以上	267	360	37	1,773	1,616	4,053
	18歳未満	3	29	1	73	16	122
	計	270	389	38	1,846	1,632	4,175
R4	18歳以上	272	358	42	1,785	1,626	4,083
	18歳未満	3	25	0	74	17	119
	計	275	383	42	1,859	1,643	4,202

(各年度末日現在)

資料：障害福祉課

身体障害者手帳新規申請者数は、令和2年度においてコロナ禍により大きく減少しましたが、おおむね200人台で推移しています。

表2 身体障害者手帳新規所持者数

単位：人

年度	視覚	聴覚・平衡	音声・言語 ・そしゃく	肢体	内部	計
R2	28	14	3	7	57	109
R3	11	20	1	51	146	229
R4	9	9	4	77	161	260

(各年度末日現在)

資料：障害福祉課

(2) 療育手帳

療育手帳所持者数は、令和5年3月末日現在で 1,334 人となっており、**等級別**ではC（軽度）が414人で最も多くなっています。

近年の傾向をみると、B、Cを中心に年々微増傾向にあります。

表3 療育手帳交付状況

単位：人

年度	区分	㊤	A	B	C	計
R 2	18歳以上	223	214	251	242	930
	18歳未満	58	46	68	144	316
	計	281	260	319	530	1,246
R 3	18歳以上	232	223	262	253	970
	18歳未満	56	49	73	142	320
	計	288	272	335	395	1,290
R 4	18歳以上	240	227	272	260	999
	18歳未満	56	50	75	154	335
	計	296	277	347	414	1,334

(各年度末日現在)

資料：茨城県福祉相談センター

(3) 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和5年3月末日現在で 1,206 人となっており、**等級別**では2級が最も多くなっています。

近年の傾向をみると、身体障害者手帳や療育手帳に比べて伸び率が高くなっており増加が続いています。

表4 精神障害者保健福祉手帳交付状況

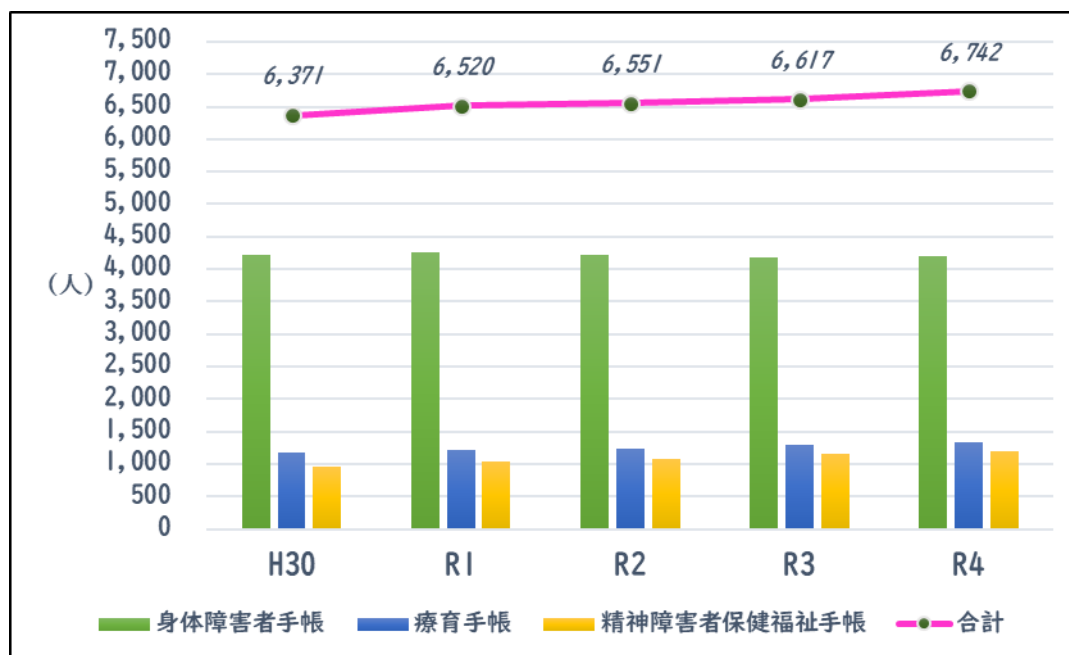
単位：人

年度 \ 等級	1 級	2 級	3 級	計
R 2	82	572	433	1,087
R 3	83	625	444	1,152
R 4	77	670	459	1,206

(各年度末日現在)

資料：茨城県精神保健福祉センター

図1 障害者手帳の所持者数推移



(4) 自立支援医療（精神通院）受給者の疾病分類別状況

自立支援医療受給者は、令和4年度末現在で 2,705 人となっており、疾病分類でみると「気分障害」が最も多く 1,006 人、次いで「統合失調症，統合失調型障害及び妄想性障害」が 664 人となっています。

また「神経症性障害，ストレス関連障害及び身体表現性障害」が、令和3年度に前年比で倍増しており、様々な要因でストレスをかかえる方が増えていることがうかがえます。

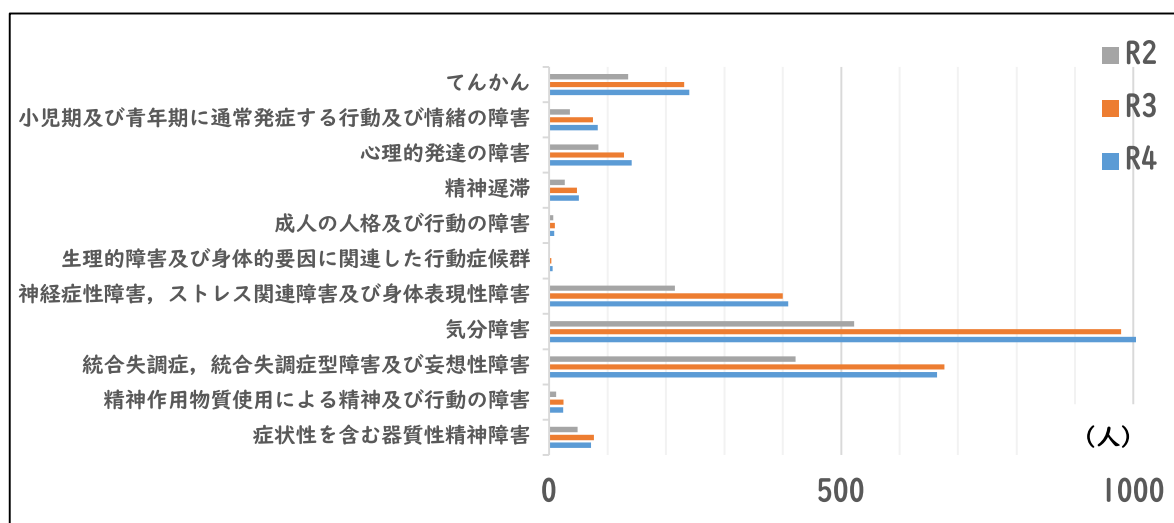
表5 自立支援医療（精神通院）受給者の疾病分類別状況 (人)

疾病分類 ※「精神保健福祉センター年報」の分類による	R2	R3	R4
症状性を含む器質性精神障害	49	77	72
精神作用物質使用による精神及び行動の障害	12	25	24
統合失調症，統合失調症型障害及び妄想性障害	422	677	664
気分障害	522	979	1,006
神経症性障害，ストレス関連障害及び身体表現性障害	215	400	409
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	1	4	6
成人の人格及び行動の障害	7	10	9
精神遅滞	27	48	51
心理的発達の障害	84	128	141
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	36	75	83
てんかん	135	231	240
合計	1,510	2,654	2,705

(各年度末日現在)

資料：茨城県精神保健福祉センター

図2 自立支援医療受給者の疾病分類



(5) 難病患者等の状況

指定難病医療受給者証等を所持している方のうち、市の難病患者等見舞金を受給している方は、令和5年3月31日現在で、1,079人となっています。

年度	見舞金受給者数
R 2	1,100人
R 3	1,079人
R 4	1,079人

資料：障害福祉課

(6) 障害支援区分の年別認定者数

障害支援区分は、障害福祉サービスにおける介護給付の支給決定にあたり必要とされる尺度で、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを示すものです。認定調査員による訪問調査、一次判定（コンピュータ判定）、二次判定（介護給付等認定審査会）を経て決定されます。

表6 障害支援区分の認定状況（二次審査後）

単位：人

区分 \ 年度	R 2	R 3	R 4
区分1	6	9	6
区分2	48	56	65
区分3	56	51	69
区分4	43	60	60
区分5	43	66	42
区分6	48	118	99
非該当	0	0	0
合計	244	360	341

資料：障害福祉課

2 障害福祉サービス・障害児通所支援サービスの体系

障害者総合支援法及び児童福祉法による福祉サービスを利用できる方は、身体障害・知的障害・精神障害・発達障害者（児）及び難病患者・小児慢性特定疾病児童です。

サービスの体系は、障害者（児）に対し個別に行う「自立支援給付」及び「児童通所支援」と市町村が実施する「地域生活支援事業」、市町村が独自に行うその他の事業で構成されます。

そのほかにも、**障害者差別解消法**や**障害者虐待防止法**の趣旨を踏まえた対応を実施しています。

【ひたちなか市におけるサービスの体系】

自立支援給付（障害者総合支援法）

- 障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）
- 補装具費給付
- 地域相談支援
- 高額障害福祉サービス費助成
- 自立支援医療給付
- 計画相談支援
- 特定障害者特別給付費

地域生活支援事業（障害者総合支援法）

- 相談支援事業
- 意思疎通支援事業
- 日常生活用具の給付
- 地域活動支援センター
- 移動支援事業
- 訪問入浴サービス
- 手話奉仕員等養成研修事業
- 日中一時支援事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 自動車運転装置改造費の助成
- 自動車運転免許取得費用の助成
- 障害者理解促進事業

障害児支援（児童福祉法）

- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 居宅訪問型児童発達支援
- 障害児相談支援

その他の事業

- 発達相談支援事業
（みんなのみらい支援室）
- 発達支援事業（かなりや・のびる教室）
- 通院通所交通費助成（タクシー券）
- 難病患者見舞金の支給
- 各種手当の支給 など

障害者差別解消

- 障害者差別解消法の周知・啓発
- 合理的配慮補助事業
- ヘルプマーク・ヘルプカードの配布

障害者虐待防止

- 虐待防止センター
（市障害福祉課）

3 施策の実施状況

令和3年度から令和5年度までの障害福祉サービス・障害児支援の利用状況は以下のとおりです

(1) 訪問系サービス

【訪問系サービスの概要】 ※ [] 内は市内指定事業所数 (R5.9月現在)

サービス名	サービス概要
居宅介護 [9事業所]	自宅にヘルパーが訪問し、調理などの家事援助、入浴などの身体介護、通院の介添えなどをします。
重度訪問介護 [7事業所]	重度の障害があり常に介護が必要な方に、自宅での食事・排せつの介助や外出の補助などをします。
行動援護 [2事業所]	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、外出時の移動の補助などをします。
同行援護 [2事業所]	重度の視覚障害がある方に、外出時の移動の補助や外出先での代筆、食事の介助などをします。
<p>※訪問系サービスは、在宅生活を支える基盤となるサービスですが、居宅介護及び重度訪問介護の担い手であるヘルパー不足が全国的に課題となっています。行動援護と同行援護については、利用者数は少ないものの潜在的なニーズがあり、一層の充実が求められています。</p>	

【訪問系サービスの利用状況（各年7月実績）】

サービスの種類		R3年度	R4年度	R5年度
居宅介護	実利用者数	140	140	143
	延べ利用時間数	2,596	2,365	2,219
重度訪問介護	実利用者数	7	8	10
	延べ利用時間数	2,875	3,528	4,365
行動援護	実利用者数	1	1	0
	延べ利用時間数	13	5	0
同行援護	実利用者数	16	17	20
	延べ利用時間数	218	269	319

(2) 日中活動系サービス I

【日中活動系サービス I の概要】 ※ [] 内は市内指定事業所数 (R5.9 月現在)

サービス名	サービス概要
生活介護 [13事業所]	常に介護が必要な方に、施設での入浴、排せつ、食事の介護や創作活動などの機会を提供します。
自立訓練（機能訓練） [0事業所]	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、通所施設で身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練） [3事業所]	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、通所施設で生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
<p>*障害者の高齢化に伴い、生活介護のニーズが徐々に増えてきています。市内には、入浴可能な設備を備えた事業所が少ないため、充実が求められています。また、機能訓練ができる施設も不足しています。</p>	

【日中活動系サービス I の利用状況（各年7月実績）】

サービスの種類		R3年度	R4年度	R5年度
生活介護	実利用者数	339	343	348
	延べ利用日数	6,963	6,960	6,937
自立訓練（機能訓練）	実利用者数	4	4	3
	延べ利用日数	52	38	15
自立訓練（生活訓練）	実利用者数	29	25	17
	延べ利用日数	389	332	246

(3) 日中活動系サービスⅡ

【日中活動系サービスⅡの概要】※ [] 内は市内指定事業所数 (R5.9月現在)

サービス名	サービス概要
就労移行支援 [13事業所]	一般就労を目指し、一定の期間内にさまざまな生産活動を通じた訓練をします。
就労継続支援 A 型 [10事業所]	一般企業等で働くことが困難な方を対象に、通所施設との雇用契約により、知識及び能力の向上のための訓練をします。
就労継続支援 B 型 [20事業所]	一般企業等で働くことが困難な方を対象に、通所施設での働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のための訓練をします。
就労定着支援 [2事業所]	就労移行支援等を利用し、一般就労へ移行した方を対象に、就労に伴う生活面の課題把握や、企業との連絡調整等の必要な支援を行います。
<p>*就労系サービスについては、就労移行支援から一般就労へのハードルが依然として高くなっており、就労先の確保が課題となっています。就労定着支援など新たなサービスも活用しながら、安定的な雇用に向けてそれぞれの就労ニーズに合わせた支援が求められています。また、収入面では、就労継続支援 B 型事業所における工賃向上に向けた物販促進と障害者優先調達推進法の更なる普及啓発が必要です。</p>	

【日中活動系サービスⅡの利用状況（各年7月実績）】

サービスの種類		R3年度	R4年度	R5年度
就労移行支援	実利用者数	75	73	69
	延べ利用日数	1,290	1,211	1,143
就労継続支援 A 型	実利用者数	97	85	95
	延べ利用日数	1,732	1,567	1,704
就労継続支援 B 型	実利用者数	286	326	361
	延べ利用日数	5,051	5,560	6,335
就労定着支援	実利用者数	7	5	6

(4) 日中活動系サービスⅢ

【日中活動系サービスⅢの概要】 ※ [] 内は市内指定事業所数 (R5.9月現在)

サービス名	サービス概要
療養介護 [0事業所]	医療を伴う常時介護が必要な方に、入院とあわせて機能訓練や看護、介護を行います。
短期入所 [7事業所]	家で介護を行う方が病気などの場合に、短期間、施設へ入所し、入浴や食事の介護などをします。
<p>*障害者の地域生活移行を推進する上で、介護者が不在となった際の受入れ先の確保が課題となっています。短期入所ができる施設は徐々に増えてきていますが、介護者や障害者自身の高齢化により、利用希望者も増加することが見込まれており、一層の拡充が求められています。</p>	

【日中活動系サービスⅢの利用状況 (各年7月実績)】

サービスの種類		R3年度	R4年度	R5年度
療養介護	実利用者数	18	19	19
	延べ利用日数	558	589	585
短期入所	実利用者数	43	62	63
	延べ利用日数	353	620	549

(5) 居住系サービス

【障害福祉サービスの概要】 ※ [] 内は市内指定事業所数 (R5.9月現在)

サービス名	サービス概要
自立生活援助 [0事業所]	施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行した方の生活力等を補うために必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム) [15事業所]	休日や夜間において、共同生活の場所で相談や入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助をします。
施設入所支援 [2事業所]	施設に入所する方に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。
<p>*地域における居住の場として、グループホームの充実が求められています。さらに、今後、障害者の地域移行を一層推進していくためには、グループホームや施設入所に限らず、地域のアパート等での一人暮らしを希望する障害者への支援を強化する必要があります。</p>	

【居住系サービスの利用状況（各年7月実績）】

サービスの種類		R3年度	R4年度	R5年度
自立生活援助	実利用者数	0	0	0
共同生活援助	実利用者数	142	165	188
	延べ利用日数	4,185	4,826	5,531
施設入所支援	実利用者数	171	173	171
	延べ利用日数	5,160	5,274	5,167

（6）相談支援

【相談支援の概要】 ※ [] 内は市内指定事業所数（R5.9月現在）

サービス名	サービス概要
計画相談支援 [16事業所]	障害福祉サービス等の利用について、サービス等利用計画案を作成し、適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。
地域相談支援 （地域移行支援） [3事業所]	入所や入院している方が、地域で生活するための住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談や支援を行います。
地域相談支援 （地域定着支援） [3事業所]	単身等で生活する方の常時連絡体制を確保し、緊急事態等が発生した場合には、相談や支援を行います。
<p>※サービス利用者の増加傾向が続く中、計画を作成する相談支援専門員が安心して計画作成やモニタリングに専念できる体制づくりが課題となっています。新規事業所の参入促進や相談支援専門員の処遇改善、専門人材の育成・確保に向けた方策が求められています。また、施設や病院に長期間にわたり入所・入院している方の地域移行を円滑に進めるため、ニーズの把握や地域資源の情報提供などの環境整備が必要です。</p>	

【相談支援の利用状況（各年7月実績）】

サービスの種類		R3年度	R4年度	R5年度
計画相談支援	実利用者数	224	242	242
地域相談支援 （地域移行支援）	実利用者数	0	0	0
地域相談支援 （地域定着支援）	実利用者数	7	1	1

(7) 障害児支援

【障害児通所支援の概要】 ※ [] 内は市内指定事業所数 (R5.9月現在)

サービス名	サービス概要
児童発達支援 [15事業所]	未就学の障害のある児童に日常生活における基本的な動作の指導, 知識技能の付与, 集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援 [0事業所]	身体に障害のある児童に児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス [30事業所]	就学中の障害のある児童に, 授業の終了後又は夏休み等の休業日に, 生活能力の向上のために必要な訓練, 社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援 [1事業所]	保育所等を訪問し, 集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援 [0事業所]	重度の障害等により, 通所が著しく困難な児童の居宅を訪問し発達支援を行います。
障害児相談支援 [10事業所]	児童福祉法に基づくサービス等の利用について, サービス等利用計画案を作成し, 適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。
<p>*発達障害への関心の高まりとともに, 幼稚園や保育所などと並行して児童発達支援サービスを利用するケースが多くなっています。市内には, 様々な特色を持つ事業所が増えてきていますが, 更なる充実が必要です。また, 医療的ケア児の受け入れ体制が不足しており, 市内への事業所誘致が課題となっています。</p>	

【障害児通所支援の利用状況 (各年7月実績)】

サービスの種類		R3年度	R4年度	R5年度
児童発達支援	実利用者数	75	106	125
	延べ利用日数	963	1,323	1,568
医療型児童発達支援	実利用者数	0	0	0
	延べ利用日数	0	0	0
放課後等デイサービス	実利用者数	346	368	410
	延べ利用日数	4,640	4,739	5,136
保育所等訪問支援	実利用者数	3	8	5
	延べ利用日数	3	9	6
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数	0	0	0
	延べ利用日数	0	0	0
障害児相談支援	実利用者数	116	145	148

【発達障害児支援の概要】

①みんなのみらい支援室

主な事業	事業の概要
個別相談	発達に課題のある児童又はその保護者等を対象に、面談又は電話による相談対応
巡回相談	保育園・幼稚園・小学校・中学校に訪問し、支援方法についての助言・先生方との意見交換を実施
SST 教室	就学児を対象としたコミュニケーションスキル向上のための教室
スキルアップ講習会	支援者のスキルアップを目指し、講習会を実施
発達支援出前講座	発達障害に関する理解促進のための講座を実施
*障害児を取り巻く課題は多方面にわたるため、市内関係機関の連携強化を一層推進していく必要があります。	

②かなりや・のびる教室

主な事業	事業の概要
通所訓練	集団保育・母子分離により集団生活への適応を図る

【発達障害児支援事業（年度実績・見込）】

事業の内容（みんなのみらい支援室）		R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
個別相談	（面談件数）	897 件	952 件	1,000 件
	（電話件数）	372 件	304 件	350 件
	総件数	1,269 件	1,256 件	1,350 件
巡回相談（訪問件数）		94 件	101 件	100 件
SST 教室（参加延べ人数）		117 人	32 人	50 人
親子教室（参加延べ人数）		112 人	40 人	50 人
スキルアップ講習会（参加者数）		17 人	60 人	90 人
発達支援出前講座（参加者数）		903 人	1,227 人	1,400 人

事業の内容（かなりや・のびる教室）		R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
通所訓練		1,385 人	1,091 人	1,100 人

※令和3年度・令和4年度は実績、令和5年度は見込量

(8) 地域生活支援事業

【地域生活支援事業の概要】

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	障害のある方が日常生活及び社会生活をする上で生じる社会的障壁をなくすため、学校や市民に対して、障害のある方に対する理解を深めるための研修会や啓発活動を実施します。 主な事業：福祉体験学習（小学校4年生対象）、企業・団体向け理解促進講座の開催等
相談支援事業	障害のある方やその保護者等からの様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、障害のある方の権利擁護のために必要な援助を行います。
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な方に、法的に支援する成年後見制度の利用支援及び費用助成を行います。
意思疎通支援事業	聴覚障害のある方を対象に手話通訳者・要約筆記者を派遣し、意思疎通・情報取得の円滑を図ります。
日常生活用具給付事業	重度な障害のある方に対し、日常生活を円滑にするための各種用具を給付します。
手話奉仕員養成研修事業	手話通訳者や要約筆記者を目指す人材を養成する講座を開催します。
移動支援事業	移動が困難な在宅障害者が外出する際に、ヘルパーが付き添い必要な支援を行います。
地域活動支援センター	障害のある方に対し、創作的活動、生産活動、社会との交流の場の提供を行うことで、地域生活支援の促進を図ります。
訪問入浴サービス事業	重度の障害のある方に対して移動浴槽車を派遣して入浴のサービスを行います。
日中一時支援事業	在宅の障害のある方に対し、日中における活動の場を提供し、日常的に介護している家族等の一時的な休息のための支援を行います。
自動車運転免許取得費助成	身体に障害のある方が、自動車運転免許を取得する場合に、費用の一部を助成します。
自動車改造費助成	身体に障害のある方が、自分で運転する自動車のブレーキ等を改造する場合に、費用の一部を助成します。
<p>＊地域生活支援事業は、国の要綱に基づき地域の実情に応じて実施するものです。これらの事業の実施にあたっては、社会情勢の変化や当事者の意見、他市町村の状況等を踏まえ、市において適宜修正を図りながら、より利便性の高いサービスを目指していきます。</p>	

【地域生活支援事業の実施状況（年度実績）】

サービスの種類		R 3年度	R 4年度	R 5年度
理解促進研修・啓発事業		実施	実施	実施
相談支援事業		2箇所	2箇所	2箇所
成年後見制度利用支援事業 （市長申立て件数）		0件	2件	2件
意思疎通支援事業 （延べ利用件数）	手話通訳	305件	290件	300件
	要約筆記	6件	17件	18件
	合計	311件	307件	310件
	利用登録者	63人	65人	70人
日常生活用具給付事業 （延べ利用件数）	ストマ用装具	2,452件	2,486件	2,490件
	紙おむつ	669件	670件	670件
	住宅改修	8件	9件	9件
	その他	59件	85件	90件
	合計	3,188件	3,239件	3,259件
手話奉仕員養成研修事業 （研修修了者数）		38人	23人	24人
移動支援事業	（実利用人数）	48人	47人	48人
	（延べ利用時間数）	1,179時間	1,452時間	1,500時間
地域活動支援センター		3箇所	3箇所	3箇所
訪問入浴サービス事業	（実利用人数）	13人	14人	16人
	（延べ利用件数）	997件	1,180件	1,205件
日中一時支援事業	（実利用人数）	351人	397人	402人
	（延べ利用日数）	18,139日	19,692日	20,735日
自動車運転免許取得費助成（実利用人数）		0人	4人	3人
自動車改造費助成（実利用人数）		1人	5人	3人

※令和3年度・令和4年度は実績、令和5年度は見込量

第3章 計画の基本的な指針

1 基本理念

本市の障害者施策の基本計画である第3期障害者プランとの連携の観点から第3期障害者プランと同一の基本理念とします。

みんなでつくる 地域で共に生きるまち

みんなで力を合わせながら、共に支え合い、関わり合いながら
安心して暮らせる地域社会の実現を目指す

2 基本方針

基本理念を実現するため、次の3つの基本方針に沿って具体的施策を実施します。

基本方針1 自分らしく生きるための支援

障害のある方が自分らしく生きるためには、自己決定の尊重と種類・程度に応じた柔軟な福祉サービスの提供が必要です。障害福祉サービスの充実を図るとともに、持続的な提供体制の確保を図ります。

基本方針2 健やかな育ちへの支援

障害の早期発見・早期支援に努めるとともに、障害や発達段階に応じた多様なニーズに適切に応えられる支援体制の確保を図ります。

基本方針3 安心して暮らすための支援

住み慣れた地域で安心して暮らすため、日常生活を円滑に送るための支援の充実
に努めるとともに、障害のある方やその家族が抱える問題や悩みが改善される体制
づくりを進めます。

3 計画の成果目標

国の「基本指針」では、さまざまな課題に対応するため、障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標を定めています。本計画では、国の基本指針に基づき下記の成果目標を定めるとともに、本計画期間において重点的に取り組む事項を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	基本指針
(実績) 令和4年度末の施設入所者数	173人	令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。
【目標】 令和8年度末の施設入所者数	164人	
<p>《本市における取組方針》</p> <ul style="list-style-type: none">◆国の基本指針に基づき、令和8年度末までに地域生活に移行する施設入所者数の目標を9人（5%）とします。ただし、現在の施設入所者それぞれのニーズや地域の実情にも十分配慮しながら柔軟に対応することとします。◆地域生活への移行にあたっては、グループホームに限らず多様な受け入れ先が確保できるよう公営住宅や民間住宅の管理者への理解啓発に努めるとともに、施策の推進を図っていきます。◆重度障害者が在宅で生活するために欠かせない重度訪問介護などのサービスの更なる充実に努めます。		

(2) 地域生活支援拠点の整備【重点施策①】

地域生活支援拠点とは、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、5つの機能（①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を整備し、障害者の生活を地域全体で支える体制のことをいいます。

本市においても、令和8年度末までに地域生活支援拠点を整備します。

項目	数値	基本指針
【目標】 地域生活支援拠点の早期整備	面的な整備により拠点を整備する	地域生活支援拠点を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。
<p>《本市における取組方針》</p> <p>◆緊急時の受入れ先の確保，体験の機会・場の提供について，協力機関の確保と運用方法の検討を進めます。</p> <p>◆緊急時においても本人の意向を尊重した支援が行えるよう，相談支援の適切な提供に努めます。</p> <p>◆障害者が单身となった場合でも安心して生活できる支援体制の構築に向けて，当事者や家族の意見を伺いながら検討を行います。</p> <p>◆日中一時支援事業等の既存サービス拡充による拠点機能の整備や介護保険事業者との連携など，幅広い角度から必要な機能の整備を検討します。</p>		

【参考】地域生活支援拠点のイメージ



資料：厚生労働省

(3) 相談支援体制の充実・強化【重点施策②】

令和5年度に設置した基幹相談支援センターを中核として、地域の相談支援体制の更なる充実・強化を図っていきます。

項目	数値	基本指針
【目標】 基幹相談支援センターの充実	実施	総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置する。
【目標】 相談支援体制の 充実・強化	実施	計画相談支援、地域相談支援、一般相談支援及び基幹相談支援センター等が各々の機能を活かし相互に連携する仕組みを構築する。
<p>《本市における取組方針》</p> <p>◆基幹相談支援センターでは、地域の相談支援事業所に対する専門的な指導や助言、人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化、個別事例の支援内容の検証などを実施します。</p> <p>◆障害者、家族、地域住民等にとってアクセスしやすい相談支援体制を構築するため、相談支援体制の充実を図ります。</p> <p>◆心身障害者連絡協議会加盟の当事者団体とも連携し、当事者や家族が同じ立場で気軽に相談できる場をつくります。</p>		

<相談支援体制の概要>

●基幹相談支援センター【第3層】

- ①総合的・専門的相談支援
- ②情報の集約及び特定相談支援事業所等への情報提供
- ③研修事業（相談支援事業所及び市民等を対象）
- ④地域の体制づくり

*実施事業所：市社会福祉協議会

●障害児者相談支援センター【第2層】

- ①障害福祉サービス利用の有無に関わらず、市内に住む障害のある方・その家族等からの各種相談に対応します。

*実施事業所：市社会福祉協議会相談支援事業所（全障害対応）

相談支援事業所こもれび（全障害対応）

地域活動支援センターKUINA（精神障害対応）

地域活動支援センターふわり（精神障害対応）

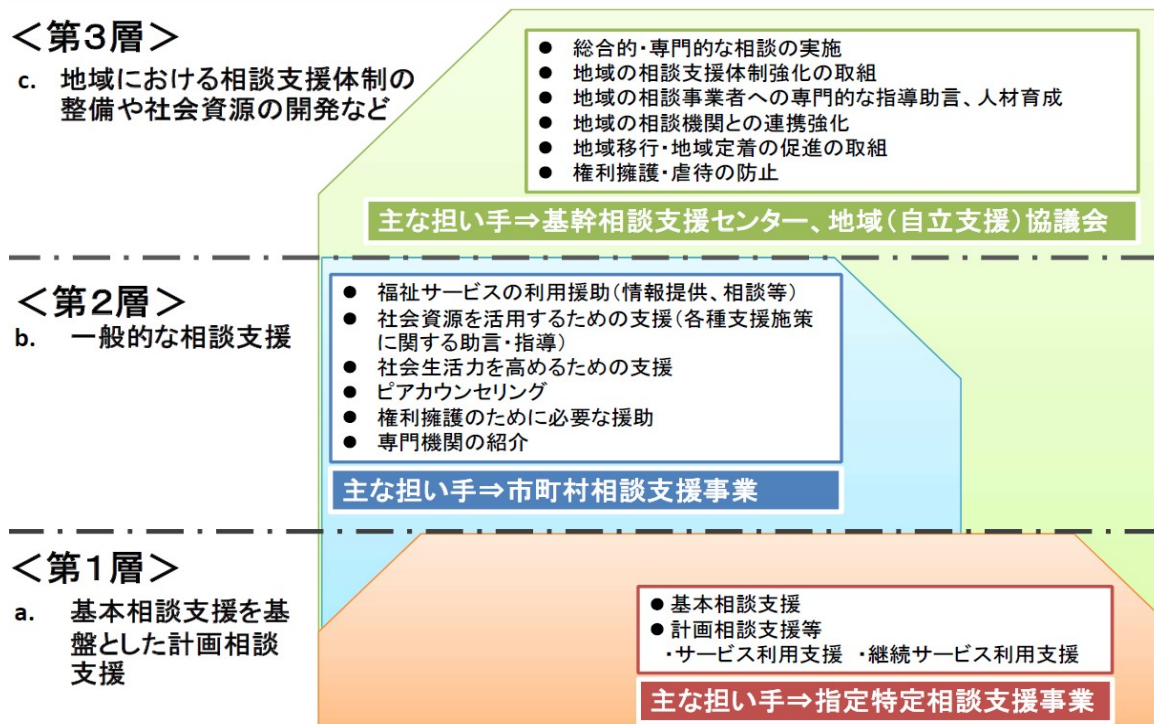
●特定相談支援事業所【第1層】

- ①計画相談支援（サービス利用支援・継続サービス利用支援）
- ②基本相談支援

*実施事業所：市内の特定相談支援事業所

【参考】障害児者に対する重層的な相談支援体制のイメージ

重層的な相談支援体制



資料：厚生労働省

(4) 障害児支援の提供体制の整備

国の基本指針に基づき、令和8年度末までに障害児支援の体制を整備します。

項目	数値	基本指針							
【目標】 児童発達支援センターの設置	1か所	令和8年度末までに、各市町村に1か所以上設置する。							
【目標】 重症心身障害児を支援する児童発達支援等の確保	1か所	令和8年度末までに、各市町村に1か所以上確保する。							
<p>《本市における取組方針》</p> <p>◆市の機構改革に伴い令和5年度に発足した「子ども部」との連携を図りながら障害児支援体制の整備に努めます。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">子ども部</td> <td>子ども政策課</td> <td>子ども政策の総合調整，児童（扶養）手当，子育て支援センター，児童館等</td> </tr> <tr> <td>子ども未来課</td> <td>子ども家庭支援，家庭児童相談室，母子健康手帳の交付，母子保健事業，発達に心配のある児童の相談（みんなの未来支援室）等</td> </tr> <tr> <td>幼児保育課</td> <td>保育所，幼稚園等の運営等</td> </tr> </table> <p>◆重症心身障害児が市内に必要なサービスを受けることができるよう，受け入れ体制を備えた事業者の確保に努めます。</p>			子ども部	子ども政策課	子ども政策の総合調整，児童（扶養）手当，子育て支援センター，児童館等	子ども未来課	子ども家庭支援，家庭児童相談室，母子健康手帳の交付，母子保健事業，発達に心配のある児童の相談（みんなの未来支援室）等	幼児保育課	保育所，幼稚園等の運営等
子ども部	子ども政策課	子ども政策の総合調整，児童（扶養）手当，子育て支援センター，児童館等							
	子ども未来課	子ども家庭支援，家庭児童相談室，母子健康手帳の交付，母子保健事業，発達に心配のある児童の相談（みんなの未来支援室）等							
	幼児保育課	保育所，幼稚園等の運営等							

(5) 障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築

項目	数値	基本指針
【目標】 計画的な人材育成の推進	実施	県が実施する相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者向けの階層別研修の受講促進を図る。
【目標】 指導監査結果の共有	実施	県が実施する指定事業者に対する指導監査結果の共有を図る。
≪本市における取組方針≫ ◆専門職種ごとの充足状況を確認し、不足する人材の確保に向けた支援を検討します。 ◆基幹相談支援センターによる専門的な相談会の開催や階層別研修を通じて、市内事業所の質の確保を図ります。		

(6) 災害時における支援体制の整備

令和6年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」では、さまざまな特性をもつ障害者が一般避難所では対応困難となる事例が発生しており、福祉避難所の重要性が改めて認識されています。

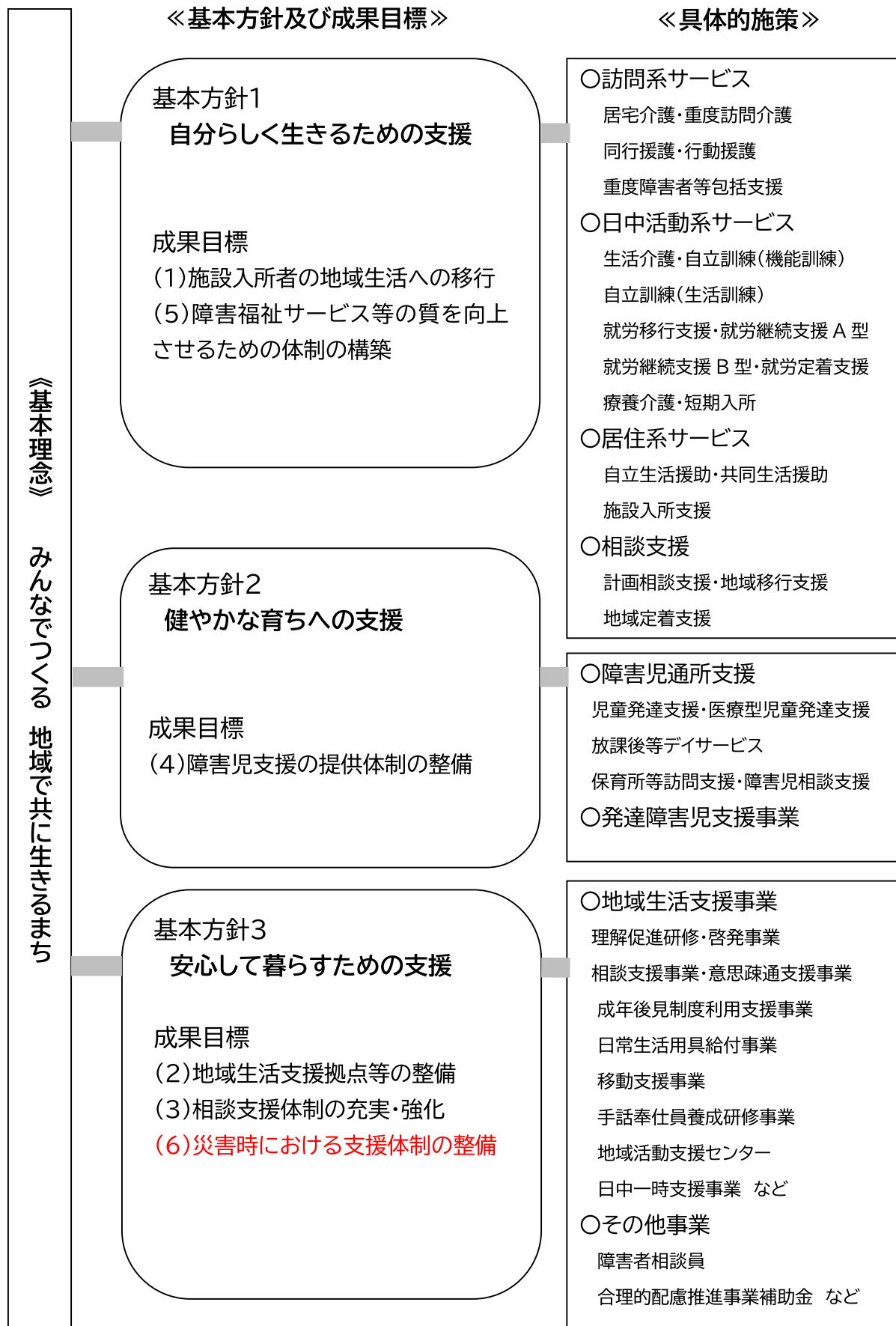
本市では、自立支援協議会の防災部会と市の関係部局が連携し、市の総合防災訓練にあわせて協定福祉避難所の開設訓練を実施しています。

今後も訓練の結果明らかになった課題の解消に努め、より実践的な支援体制の整備に向けた取り組みを推進していきます。

協定福祉避難所一覧 (R6.1月現在)

名称	所在地	最大収容人数 (入所者+通所者+受入可能人数)
はまぎくの会	馬渡 558-1	75人
KUINA	長砂 1561-4	40人
こもれび	津田 2031-797	35人
心の和	阿字ヶ浦町 829	25人
おんりーわん	稲田 1285-11	30人
なの花	馬渡 385-3	35人

4 施策の体系



第4章 障害福祉施策の見込量と確保策

1 障害福祉サービスの見込み量と確保策

本計画では国の基本指針に基づき、障害福祉サービスの見込量と確保策を設定します。

(1) 訪問系サービス

【訪問系サービスの見込量（1か月あたり）】

サービスの種類		R6年度	R7年度	R8年度
居宅介護	実利用者数	146	152	164
	延べ利用時間数	2,360	2,454	2,552
重度訪問介護	実利用者数	10	10	11
	延べ利用時間数	4,500	4,590	5,692
行動援護	実利用者数	1	2	3
	延べ利用時間数	10	15	18
同行援護	実利用者数	22	23	24
	延べ利用時間数	330	343	357

【確保策】

- ・地域で暮らす障害者の自立した生活を支えるため、個々のニーズに応じたきめ細かなサービス提供体制の確保に努めます。
- ・障害の程度や特性にかかわらず、安定してサービスを提供できるよう提供体制の確保に努めます。
- ・在宅サービスを持続的に提供できるよう、ホームヘルパーの人材確保を図ります。

(2) 日中活動系サービス

【日中活動系サービスの見込量（1か月あたり）】

サービスの種類		R 6年度	R 7年度	R 8年度	
生活介護	実利用者数	350	361	389	
	延べ利用日数	7,100	7,313	7,606	
自立訓練	機能訓練	実利用者数	4	5	6
		延べ利用日数	60	75	77
	生活訓練	実利用者数	25	26	29
		延べ利用日数	430	456	492
就労移行支援	実利用者数	70	75	80	
	延べ利用日数	1,200	1,284	1,374	
就労継続支援 A 型	実利用者数	97	102	110	
	延べ利用日数	1,750	1,890	2,079	
就労継続支援 B 型	実利用者数	400	460	556	
	延べ利用日数	6,650	7,382	8,267	
就労定着支援	実利用者数	6	8	12	
療養介護	実利用者数	20	20	20	
	延べ利用日数	600	600	600	
短期入所	実利用者数	65	76	88	
	延べ利用日数	570	827	1,033	

【確保策】

- ・施設や病院から地域へ移行した障害者に、日中活動や就労の場など社会参加を支援するサービスの提供体制の整備に取り組みます。
- ・就労を希望する障害者が様々な経験を通して自分に合った就労先を見つけ、継続的に働くことができるよう、関係機関と連携しながら支援の充実を図ります。
- ・必要な時に身近な場所で短期入所を利用できるよう、事業所の確保や空き情報の提供などの環境整備に努めます。
- ・緊急時に円滑に短期入所できるよう、体験機会を増やすための取組を検討します。

(3) 居住系サービス

【居住系サービスの見込量（1か月あたり）】

サービスの種類		R 6年度	R 7年度	R 8年度
自立生活援助	実利用者数	2	6	13
共同生活援助	実利用者数	214	244	283
	延べ利用日数	6,339	7,290	8,383
施設入所支援	実利用者数	168	165	164
	延べ利用日数	5,100	4,896	4,798

【確保策】

- ・ライフステージごとに異なる居住ニーズを把握し、障害者が多様な居住形態を選択できる体制整備を図ります。
- ・施設入所については、在宅サービスを活用して地域移行をできるかぎり進めるとともに、在宅生活が困難な重度障害者が安心して過ごせる場所を提供します。
- ・グループホームでの円滑な生活を支援するため、家賃補助や就労支援事業所との連携などにより経済的自立を支援します。

(4) 相談支援

【相談支援の見込量（1か月あたり）】

サービスの種類		R 6年度	R 7年度	R 8年度
計画相談支援	実利用者数	248	268	284
地域移行支援	実利用者数	2	5	10
地域定着支援	実利用者数	1	3	5

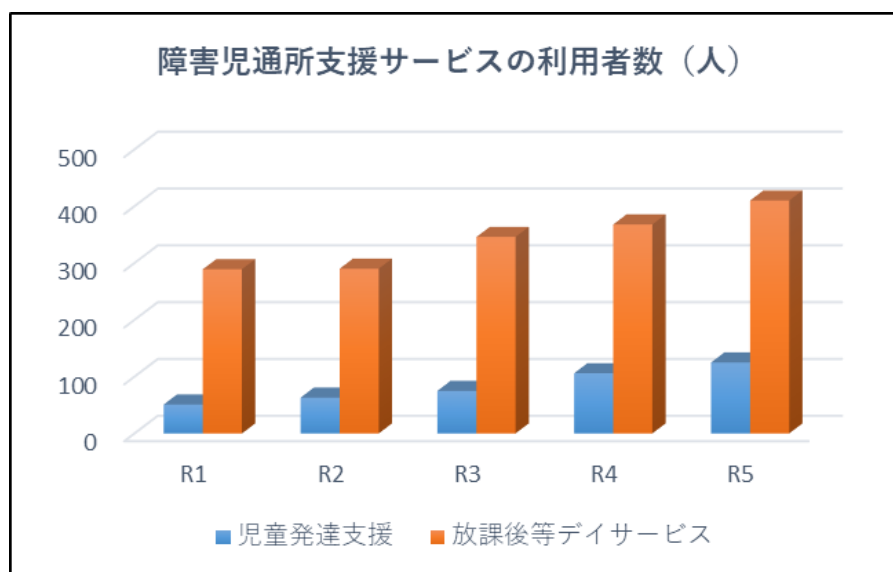
【確保策】

- ・サービスを利用する障害者のニーズやアセスメントに基づき適切な計画を提供できるよう、相談支援事業所の整備に努めます。
- ・複雑化するニーズに対応できるよう、相談支援専門員のスキルアップのための講習会の実施やケース検討の場を提供します。
- ・地域移行支援・地域定着支援については、保健所や医療機関及びサービス提供事業所などと連携し、地域での生活を希望する障害者の受入れ促進を図ります。

2 障害児支援の見込量と確保策

【障害児支援の見込量（1か月あたり）】

サービスの種類		R 6年度	R 7年度	R 8年度
児童発達支援	実利用者数	150	177	218
	延べ利用日数	2,038	2,752	4,073
医療型児童発達支援	実利用者数	1	2	4
放課後等デイサービス	実利用者数	448	520	634
	延べ利用日数	5,300	6,042	7,130
保育所等訪問支援	実利用者数	5	8	10
	延べ利用日数	8	11	13
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数	1	1	1
	延べ利用日数	4	4	4
障害児相談支援	実利用者数	156	195	236



【確保策】

- ・ 障害児が必要な支援を受けながら健やかに成長できるよう、通所サービス事業所の確保に努めます。
- ・ 障害児相談支援事業所とサービス事業所の連携強化を図ります。
- ・ 保育所や幼稚園、学校において障害児が円滑に生活できるよう支援体制の充実を図ります。
- ・ みんなのみらい支援室を中核として発達の段階に応じた切れ目ない支援とそれを支える地域のネットワークづくりに努めます。

3 地域生活支援事業の見込量と確保策

【地域生活支援事業の見込量（年度あたり）】

サービスの種類		R 6年度	R 7年度	R 8年度
理解促進研修・啓発事業		実施	実施	実施
相談支援事業		2箇所	4箇所	4箇所
成年後見制度利用支援事業 (市長申立て件数)		2件	2件	2件
意思疎通支援事業	手話通訳	450件	460件	470件
	要約筆記	20件	25件	30件
	合計	470件	485件	500件
日常生活用具給付事業	ストマ用装具	2,500件	2,500件	2,600件
	紙おむつ	680件	680件	700件
	住宅改修	10件	10件	10件
	その他	95件	95件	95件
手話奉仕員養成研修事業(研修修了者数)		25人	28人	30人
移動支援事業	(実利用人数)	50人	50人	50人
	(総利用時間数)	1,500時間	1,500時間	1,500時間
地域活動支援センター		3箇所	3箇所	3箇所
訪問入浴サービス事業	(実利用人数)	16人	18人	20人
	(総利用件数)	1,210件	1,350件	1,500件
日中一時支援事業	(実利用人数)	420人	450人	480人
	(総利用日数)	20,800日	21,000日	21,200日
自動車運転免許取得費助成(実利用人数)		3人	3人	3人
自動車改造費助成(実利用人数)		3人	3人	3人

【確保策】

- ・ 小学校や中学校への出前授業の実施，地域で活動する団体や企業向けの講習会開催を通じて，障害者への理解促進を図ります。
- ・ 青年期のメンタル不調を未然に予防するため，高校生を対象とした出前講座の開催や新入社員を迎える企業へのアプローチを強化していきます。
- ・ 手話通訳者や要約筆記者の派遣により，聴覚障害者が円滑に意思疎通できるよう支援します。あわせて，手話奉仕員養成研修により人材育成を図ります。
- ・ 相談支援事業の再構築を検討します。
- ・ 成年後見制度の普及啓発と市長申立ての活用について理解促進を図ります。
- ・ 日常生活の支援として，日常生活用具の給付，移動支援，日中一時支援等の提供体制確保に努めます。
- ・ 訪問入浴サービス，日中一時支援事業の見直しを検討します。
- ・ 障害者の社会参加を促進するため，必要な支援を行います。

第5章 成年後見制度の利用促進

【第2期ひたちなか市成年後見制度利用促進基本計画】

1 計画の背景

国では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「利用促進法」という。）を施行し、これまでの取組に加えて、ノーマライゼーション、自己決定の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図っています。また、利用促進法において、県や市町村に対して、制度の利用を促進する体制として、地域連携ネットワークの整備及び中核機関の設置等に努めることが明示されました。

本市では、生活に密接に関わる成年後見制度についての施策を推進するため、本計画と「ひたちなか市成年後見利用促進基本計画（第2期）」を一体的に策定し、取り組むものです。

2 成年後見制度について

（1）計画の目的

成年後見制度とは、障害があり自分で判断することが難しい人について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

判断能力が十分でない人は、不動産や預貯金などの財産管理や身の回りの支援や施設入所などの障害福祉サービスに関する契約を結ぶ必要があっても、自分で行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、消費者被害に遭うおそれもあります。このような判断能力が十分でない人を成年後見人等が保護し、本人に代わって財産管理や契約行為等の支援を行います。

市内には多くの障害のある方が生活されており、今後もサービスの利用援助や財産管理、日常生活上の援助など権利擁護に関する支援や相談が増加していくことが予想されます。

成年後見制度は、障害のある方の権利と利益を守る上で重要なものであり、制度の更なる啓発及び円滑な利用に向けた支援を推進していきます。

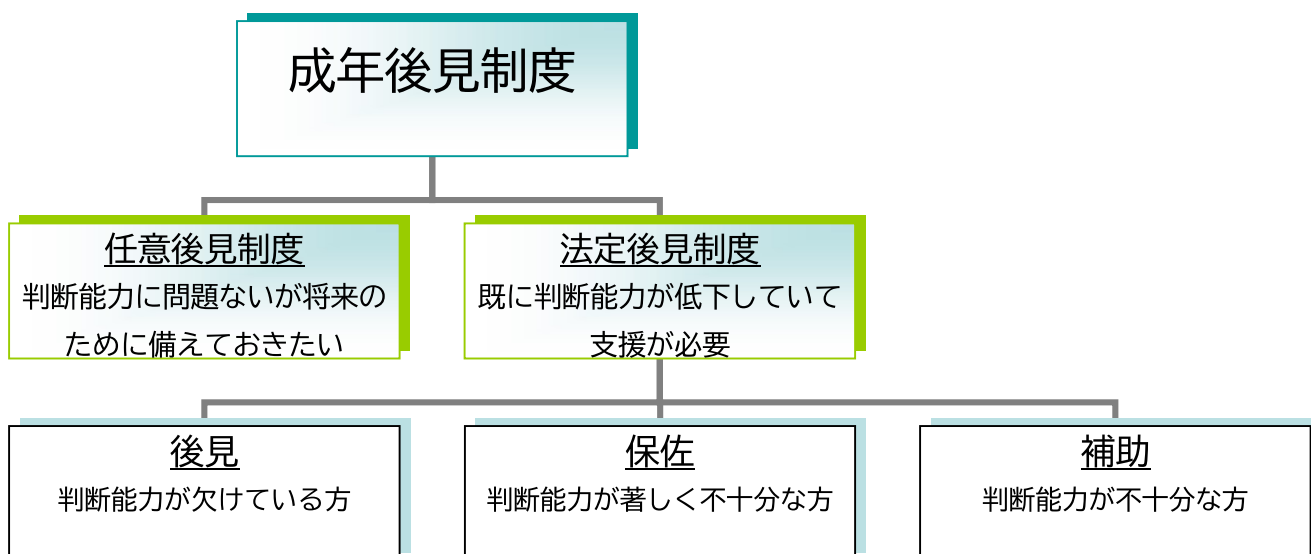
(2) 制度の説明

◎成年後見制度の種類

成年後見制度には、任意後見制度と法定後見制度の2つの種類があります。

任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、判断能力が低下した場合に代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

法定後見制度は、本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。本人の判断能力に応じて、補助、保佐、後見の3つの種類が用意されています。



◎成年後見人等

選任される成年後見人等は、家族などの親族後見人、第三者である専門職の専門職後見人、社会福祉法人等の団体が後見人に就任する法人後見、身近な地域の方が後見人に就任する社会貢献型後見人（市民後見人）などに分類されます。

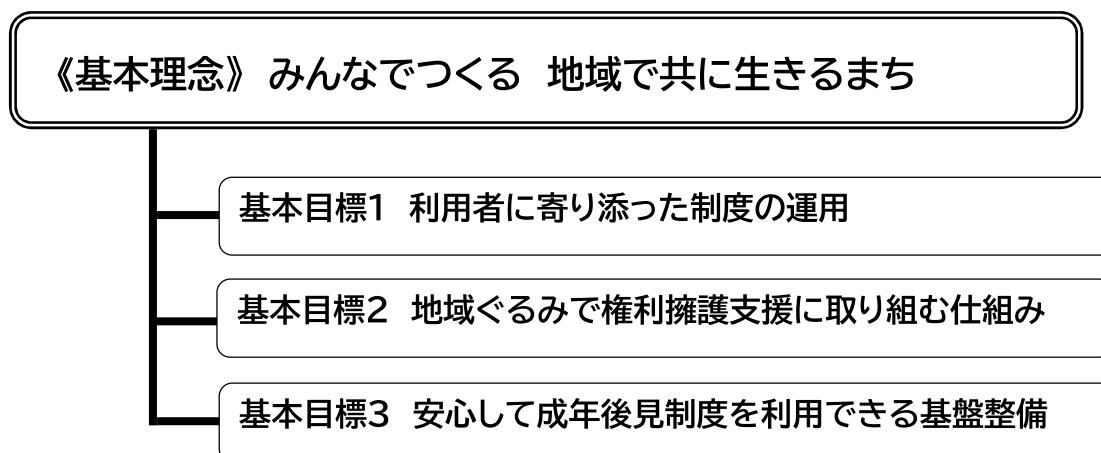
【関連事業】

◎日常生活自立支援事業

成年後見制度とは異なりますが、判断能力の低下が比較的軽度な人の権利擁護のための事業です。知的障害や精神障害などにより、判断能力が一定程度あるが十分でないことでさまざまなサービスを適切に利用することが困難な人を対象に、契約に基づく福祉サービスの利用援助を中心として、地域で安心して暮らせるよう支援する事業です。

ひたちなか市では、「ひたちなか市社会福祉協議会」が実施しています。

3 基本目標



基本目標1 利用者に寄り添った制度の運用を進めます

生活上の基本的ニーズの充足だけでなく、本人らしい生活ができるよう、本人の意思を十分尊重するための意思決定支援を前提とした上で、財産管理や身上保護を中心とした成年後見制度の運用を進めます。

基本目標2 地域ぐるみで権利擁護支援に取り組む仕組みをつくります

地域の住民・団体・関係機関がそれぞれの役割を果たしながら連携し、支援が必要な人を早期に発見し、速やかな支援につなげられるよう、地域連携ネットワークを構築します。地域連携ネットワークの構築によって、保健・医療・福祉・司法を含めた連携の仕組みを構築し、制度の広報から利用の相談、マッチング、後見人支援等まで幅広い支援に努めます。

また、権利擁護支援・制度利用促進機能の強化に向けて、相談機能をはじめ、情報連携の核となる中核機関と連携していきます。

併せて、障害特性を理解した上で支援を行える担い手として、市民後見人の育成に努めます。

基本目標3 安心して成年後見制度を利用できる基盤を整備します

各関係機関等のネットワークを活用し、利用ニーズを把握するとともに、支援が必要な人の早期把握と早期支援に努めます。また、後見人等が知識不足などから誤った制度運用を行わないよう、地域連携ネットワーク等によるチーム体制での支援を進めていきます。

4 施策の方針

(1) 地域連携ネットワークの構築

地域連携ネットワークとは、成年後見制度の利用が必要な方の状況に応じ、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」，「早期の段階から相談・対応体制の整備」，「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）に司法を含めた連携の仕組みを構築し、「チーム」，「中核機関」，「協議会」で構成します。

現在、いばらき県央地域連携中枢都市圏において、「市民後見人の養成及び活動支援」等の成年後見支援事業を実施しているため、地域連携ネットワークについてもいばらき県央地域連携中枢都市圏域において設置します。

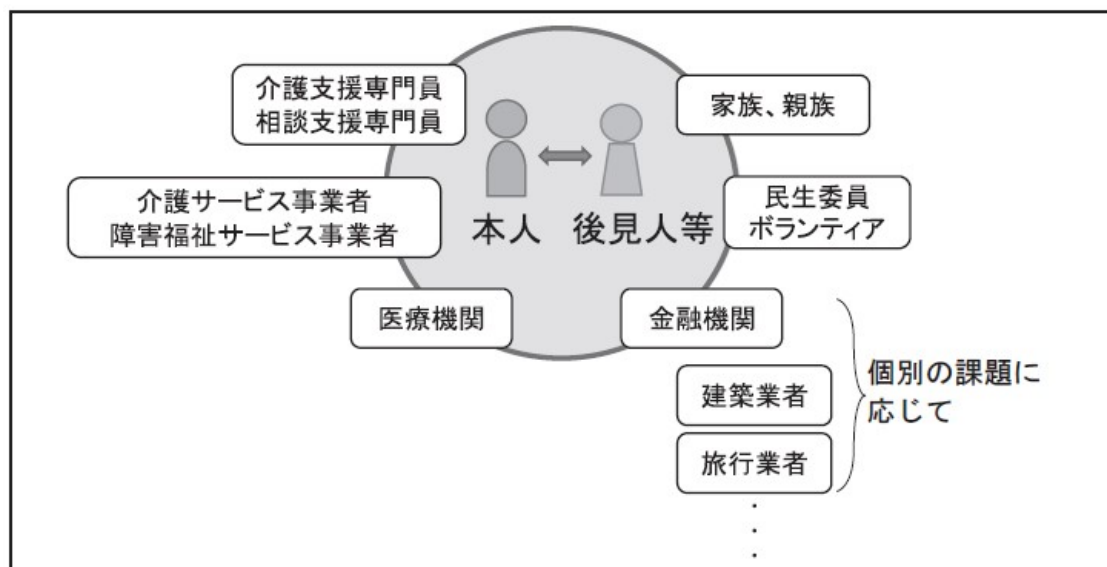
※いばらき県央地域連携中枢都市圏構成市町村

水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村

①チーム

チームは、親族、福祉・医療・地域の関係者及び後見人等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な支援を行うネットワークです。本人の権利が守られるよう継続的に見守りを行うことで不正防止や制度への信頼を高めることができます。

チームのイメージ図



資料：市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き(厚生労働省)

②中核機関

中核機関は、地域連携ネットワーク全体のコーディネート及び成年後見制度の利用促進の中心的な役割を担います。

中核機関の機能は、市町村中核機関（ひたちなか市及びひたちなか市社会福祉協議会）及び広域中核機関（水戸市及び水戸市社会福祉協議会）が分担して運営します。

機能		実施内容	
		広域中核機関 (水戸市・水戸市社協)	市町村中核機関 (ひたちなか市・ひたちなか社協)
広報機能		<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等への掲載 ・ニュースレターの発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットの作成・配布 ・ホームページ等への掲載 ・住民向け学習会・相談会
相談機能		各市町村で実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市及び社協での相談対応 ・住民向け相談会
成年後見制度利用促進機能	受任者調整等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人養成講座修了者名簿の作成 ・市民後見人候補者の家庭裁判所への推薦 	広域機関で実施
	担い手の育成・活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人養成講座 ・市民後見人養成講座フォローアップ研修 ・活動機会（日常生活自立支援事業の生活支援員，法人後見支援員）の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人養成講座修了者に対する事例検討の場への参加支援 ・活動機会（日常生活自立支援事業の生活支援員，法人後見支援員）の提供
	日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行	各市町村で実施	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活自立支援事業利用者に係る成年後見制度への移行の妥当性の判断
後見人支援機能		<ul style="list-style-type: none"> ・活動支援ガイドライン等作成 ・市民後見人養成講座フォローアップ研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・チームに対する助言，指導

③協議会（権利擁護地域連携ネットワーク協議会）

協議会は、地域課題の検討・調整・解決機能及び、成年後見制度を含む地域の権利擁護に関する各機関との情報交換・調整機能の役割を担う合議体です。

いばらき県央地域連携中枢都市圏を対象範囲とする関係機関で構成し、事務局は広域中核機関（水戸市）が担います。

<協議会の構成員>

茨城県弁護士会、成年後見センター・リーガルサポート茨城支部、茨城県社会福祉士会、茨城県行政書士会、関東信越税理士会茨城県支部連合会、法テラス茨城、水戸市医師会、常陽銀行、茨城県警察、茨城県消費生活センター、圏域市町村、圏域市町村社会福祉協議会、水戸家庭裁判所（オブザーバー）

（２）成年後見制度の利用支援

①市長申立て

判断能力が十分でない方で成年後見人等が必要な状況にあるにもかかわらず、本人や親族等がともに申立てを行うことが難しい場合、法令に基づき市長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立てを行います。

②費用助成

市長が申立てを行った場合、その費用の負担が困難な方に対し、申立費用や後見人等に対する報酬費用の助成を行います。

③今後の課題

障害者を支える保護者の高齢化により「親なき後」への備えとして成年後見制度に対する関心が高くなっています。

一方で、実際に利用する方は依然として少ない状況が見られます。背景には、後見人が本人の利益に沿って適切な支援をしてもらえるのか、費用負担が本人の財産を圧迫してしまうのではないかとといったことへの不安があると考えられます。市では、当事者や関係団体等の意見を伺いながら利用に向けた不安の解消に努め、成年後見制度の更なる啓発と普及促進を図っていきます。

≪参考≫成年後見制度に関する相談窓口

- ・市長申立ての相談 市障害福祉課，高齢福祉課，生活支援課（Tel 273-0111）
 - ・制度利用の相談（簡易的な相談）市社会福祉協議会（Tel 272-4106）
 - ・法定後見（個別具体的な相談）居住地の裁判所：水戸家裁（Tel 224-8513）
 - ・任意後見（将来に備えた相談）公証役場：水戸合同公証役場（Tel 221-8758）
- ※後見等の申立ては、原則本人、配偶者、四親等以内の親族が行う

第6章 計画の推進に向けて

(1) 計画の広報・周知の充実

障害のある方が自分らしく安心して地域で暮らすため、様々な障害者に対する福祉サービスの提供体制の整備促進に努めるとともに、障害のある方が必要とするサービスの適切な利用につながるよう、計画について市ホームページなどを通じて情報提供に努めます。また、幅広く市民に周知し、意見の把握に努めるとともに、障害に関する市民の理解を深め、障害者の社会参加を促進するため、さまざまな機会や場において周知・啓発活動を進めます。

(2) サービス提供体制の整備に向けて

障害のある方のニーズに応え、適切なサービスが提供されるよう、各事業者・機関などと連携・支援していきます。

また、障害福祉サービスの質の向上を図るため、茨城県が実施する各種研修などへの参加・参画などを事業者に働きかけていきます。さらに、市内事業所職員を対象とした研修会の実施により支援スキルの向上を図っていきます。

地域生活支援事業については、利用者のニーズに対応したサービスが提供されるよう、事業者への指導・情報提供に努めるとともに、必要に応じて適宜見直しを実施していきます。

(3) 相談窓口・支援ネットワークの整備・充実

障害のある方が、身近な所で一元的に福祉制度や障害福祉サービスなどについての情報を得られるよう、令和5年度より、障害のある方やご家族の地域での生活をサポートし、障害に関する各種相談を受け付ける総合的な窓口として「ひたちなか市障害児者相談支援センター」を開設しました。

センターでは、相談の内容に応じて、必要な情報の提供や専門機関の紹介、福祉サービスの利用に向けた事業所との調整などの支援を行っています。センターによる窓口の周知を図るため、市の窓口での正確な情報提供に努めます。

また、基幹相談支援センターでは、市内事業所のネットワーク整備、事業所職員のスキルアップや専門機関の紹介、相談支援専門員に対する相談機会の提供など、質の強化を図る取組みを推進します。

なお、今後も多様化するニーズを的確に施策に反映するため、様々な領域で支援者と当事者が共に意見を出し合うことができる協議の場の拡充が求められています。自立支援協議会における専門部会の更なる拡充については、市が窓口となり、各分野における自主的な取組みを積極的に支援していきます。

障害児者相談支援センター	主な対象者
ひたちなか市社会福祉協議会相談支援事業所 相談支援事業所こもれび	身体・知的・精神・難病・障害児
地域活動支援センターふわり 地域活動支援センターKUINA	精神（18歳以上の方）

（４）関係各課・関係機関等との連携

障害者施策全般の取組を円滑に推進するため、保健・医療・福祉・教育・就労など各分野の連携を強化することが重要です。子ども・障害・高齢・介護など複数の部門を横断する課題について、関係機関が緊密な連携を図ることができるよう協力体制の確立に努めます。

市においても、障害部門以外にも働きかけて職員向け研修や情報共有などを積極的に行い、障害者への理解を高めながら、関係各課との連携を図ります。

（５）関係団体との連携

市内では、視覚・聴覚の各障害者協会や障害児者育成会、精神障害者の家族による地域家族会など、様々な民間団体が当事者の立場から障害児者の福祉向上のために活動しています。これらの団体で組織する「ひたちなか市心身障害者連絡協議会」と市社会福祉協議会が相互に連携しながら、地域福祉の充実を図っていきます。「親なき後」の支援体制構築や会員の高齢化なども課題であり、市では、これらの団体が円滑かつ持続的に活動が行えるよう、連携と支援に努めます。

（６）計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、障害福祉課が事務局となり市の関係各課及び関係機関との連携を図っていきます。また、基幹相談支援センターが中心となり市内事業所の連携体制構築と人材育成の取り組みを推進します。

計画期間内での実現に向けて、当事者団体や自立支援協議会各部会の協力も頂きながら、検討課題の抽出・整理をおこなった上で対応施策を検討し、具体的な施策を展開していきます。

（７）計画の点検・評価

障害者総合支援法においては、障害福祉計画に定める事項について、定期的に調査・分析及び評価を行い、必要があると認めるときは計画を変更すること、その他必要な措置を講じること（PDCA サイクル）とされています。本市では、自立支援協議会において点検・評価を実施するとともに、計画の達成状況や推進方策について意見・提案などを受け、必要な事業の検討を行います。

ひたちなか市障害福祉計画 第7期計画

ひたちなか市障害児福祉計画 第3期計画

令和6年3月発行

発行 ひたちなか市
〒312-8501
茨城県ひたちなか市東石川 2-10-1
TEL 029-273-0111 (代表)

編集 ひたちなか市
保健福祉部福祉事務所障害福祉課